



確認しましょう！就業規則



職場の就業規則を確認してみましょう！

就業規則は、労働時間・賃金などの労働条件や、労働者が就労に関して守らなければならない規律などについて、具体的に定めたものです。一定規模以上の事業場では作成が義務付けられています。労働トラブルを未然に防ぐため、就業規則によって自身の労働条件をしっかりと確認しましょう！

労働基準法における、作成・周知義務

① 作 成

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。（労働基準法第89条）

※ 適用事業場（支店、工場等）ごとに作成・届出が必要です。

※ “常時10人以上の労働者”には、パート・アルバイトも含まれます。

必ず記載しなければならない事項

- ・労働時間
- ・賃金
- ・退職に関する事項

- ・退職手当
- ・臨時の賃金(賞与)
- ・食費、作業用品などの負担
- ・安全衛生
- ・職業訓練
- ・災害補償
- ・表彰、制裁
- ・その他全労働者に適用される事項

定めをする場合は記載しなければならない事項

② 周 知

使用者は就業規則を労働者に周知しなければなりません。

（労働基準法第106条）



周知の方法

- ① 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、または備え付ける
 - ② 書面を労働者に交付する
 - ③ 磁気ディスク等に記録し、パソコン等で労働者が内容を常時確認できるようにする
- （労働基準法施行規則第52条の2）



★ 「ワンポイント！労基法シリーズ」は、大阪労働局ホームページにも掲載しております。

http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/onepoint.html

